

### 赤い羽根共同募金への取組みについて

平素より自治会活動に格別のご理解ご協力をいただき、誠に有難うございます。  
各街区の皆さまに毎年ご協力を頂いております「赤い羽根共同募金」を、下記要領にて実施いたしますので、何卒宜しくお願いいたします。

#### 記

1. 取組期間 令和5年10月1日～10月31日（原則）
2. 取組方法 次項資材を配布しますが、各戸への募金呼び掛けの具体的方法はお任せします。
3. 配布資材 共同募金箱、赤い羽根、ポスター
4. 募金箱回収の方法

11月3日（祝）、4日（土）に募金箱を、ふれあい会館までお持ち込みください。  
（開館時間9時30分～16時00分）  
開錠して募金箱内を確認しますので、立会をお願いします。（約10分程度）

5. 募金目標額 1世帯あたり10円。
6. その他 個人で寄付金控除を受けられる方には領収書を発行します。  
ふれあい会館（電話857-7375）までご連絡をお願いします。

参考）赤い羽根共同募金とは、「共同募金会」という民間団体が都道府県単位で行う募金活動であり、地域福祉の推進を図るため、社会福祉施設や、生活・福祉課題に取り組む団体等の活動を資金面から支えるために役立てられます。（社会福祉法第112条）

募金の約70%は「東灘区内の活動」に使用されます。残り30%は①県内の社会福祉施設の整備や県域の活動団体等への助成、②大規模災害への準備金（ボランティア活動の支援金等）の積立に充てられます。

なお、共同募金への寄付には税制上の優遇措置（法人、個人）もあります。

以上